



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年8月22日（金） 第10325号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○道路の供用開始（同）	2
公 告	
○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（戦略企画課）	2
○開発工事の完了（建築課）	4

■ 告 示

◎群馬県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年8月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	長久保郷原線	安中市松井田町下増田字松原454番の5地先から同市同字同442番の1地先まで	前	8.9～16.0	172.3
			後	10.0～16.0	172.3

◎群馬県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年8月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	南新井前橋線	北群馬郡榛東村大字新井字北野790番の5地先から同郡同村大字同字清水貝戸513番の4地先まで	令和7年8月27日

■ 公 告

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年8月22日

群馬県知事 山本 一 太

1 調達内容

- (1) 調達件名 「湯けむりフォーラム2025」会場設営・宿泊調整等業務
- (2) 調達内容 企画提案要領による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

2 参加資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、複数事業者による共同企業体として参加する

場合にあつては、(7)は共同事業体の構成員のいずれかが満たしていればよい。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 破産宣告を受けて復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (7) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき登録している国内旅行業者であること。

3 手続等

- (1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県知事戦略部戦略企画課未来創生室未来創生・官民共創推進係 電話027-226-2314（ダイヤルイン） 電子メール senryakuka@pref.gunma.lg.jp

- (2) 参加資格確認資料等の提出

ア 提出期限 令和7年9月5日（金）午後5時必着。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、群馬県の休日定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 電子メール、郵送又は持参により提出すること。

- (3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和7年9月16日（火）午後5時必着。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 電子メール、郵送又は持参により提出すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、企画提案要領による。

5 Summary

- (1) Contract content: Venue setup, accommodation coordination, etc. for “Yukemuri Forum 2025”
- (2) Period of contract: From the day of commencement through 31 March 2026
- (3) Deadline to submit application documentation by Email etc.: 5 September 2025, 5:00 p.m.
- (4) Deadline to submit proposal documentation by Email etc.: 16 September 2025, 5:00 p.m.
- (5) Proposal submission contact information: Strategy and Planning Division, Department of Gubernatorial Strategy, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken,

Japan 371-8570 (TEL 027-226-2314 Japanese language only), Email address: senryakuka@pref.gunma.lg.jp

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和7年8月22日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡板倉町大字岩田字宿浦813-5、813-6	邑楽郡板倉町大字岩田813番地6 小林孝之
2	邑楽郡板倉町大字西岡字中岡1450-1	館林市羽附町1700番地の2 ヴァンベールA-104 関根尚紀、関根菜都美
3	邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1511-2、1513-2	館林市花山町10番地の8 アゼリアブリッジA-201 佐野貴洋

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111